

平成 26 年 6 月 20 日開会

平成 26 年 6 月 20 日閉会

総務委員会会議記録（要旨）

久慈市議会事務局

平成26年6月20日（金） 午前10時開会

第1委員会室

本日の審査案件

- ・ 請願受理第11号 集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める請願

○出席委員

委員長 砂川 利男君 副委員長 上山 昭彦君
委員 城内 仲悦君 委員 山口 健一君
委員 堀崎 松男君 委員 桑田 鉄男君
委員 澤里 富雄君

○欠席委員

委員 藤島 文男君

○事務局出席者

書記 嵯峨 一郎

○説明のための出席者

平和環境久慈地区センター 事務局長 米沢 俊夫君

~~~~~

### 午前10時 開会・開議

○委員長(砂川利男君) ただいまから総務委員会を開会いたします。出席委員は7名であります。

なお、藤島委員から欠席の連絡がありました。

本日、審査する案件は、今定例会で付託されました請願1件であります。

はじめに、審査の方法についてお諮りいたします。

請願受理第11号の審査にあたって、請願者からの意見陳述申出書を受理しておりますことから、はじめに請願者から意見を述べていただき、その後に質疑を行いたいと思います。

また、質疑の中で議員間討議を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」との声)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

請願受理第11号

○委員長(砂川利男君) これより、審査に入ります。

請願受理第11号「集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める請願」を議題といたします。本日は請願者の平和環境久慈地区センター

の事務局長、米沢俊夫さんにご出席をいただいております。

審査にあたっては、事前に配付しております請願者からの提出資料を参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、請願者から意見陳述をお願いします。

○請願者(米沢俊夫君) 請願の趣旨説明の機会をいただき感謝申し上げます。私、平和環境久慈地区センターで事務局長をしている関係で、私から説明させていただきます。

集団的自衛権については、報道等でおわかりのこととは思いますが、私も調べてきたので、確認の意味で申し上げます。国連憲章による自衛の手段として、個別的自衛権と集団的自衛権が認められております。ただし、日本は、これまで憲法第9条により自衛権の行使ができないものとして歴代内閣で継承してきた経緯があると聞いております。

国連憲章第51条に、グループ攻撃が生じた場合に自衛権の行使が認められると書いてあります。自衛権の行使をした場合は、その旨を報告することと国連憲章に書いてあります。憲法第9条の条文には、皆さんご存知のとおり、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄すると書いてあります。ですので、憲法上、どう解釈しても認められるものではないと判断しております。

2番目の資料として、安全保障に関する世論調査の結果、これはインターネットで公開されているものです。アンケート調査を外務省でも実施しているわけですし、6月19日の岩手日報でも同じようなアンケートが掲載されています。集団的自衛権に関する聞き取り調査をしています。外務省の調査を見ると、平和と安全が守られている要因として、平和憲法が63.4パーセントの人が感じている。複数回答になってはいますが、それでも63.4パーセントの方が平和憲法によって安全が維持されているのだということで、憲法に対する評価が高い状況になっているということです。

あと、集団的自衛権の行使に対する評価について、これも外務省のアンケート結果で、今後とも集団的自衛権の行使はできないと、これまでの解釈を維持すべ

きだという回答が40.8パーセント、これも複数回答ですが1位になっております。外務省のアンケートはいっぱいありますが、自分の都合の良いところだけ話していますが、いろんな見方があるので、いろんな意見も出てくるかと思えます。

3番目の資料として、戦争をさせない岩手県委員会の資料を載せました。戦争をさせない1000人委員会が全国で作られています。全国では、ノーベル賞作家の大江健三郎さんとか、近くでは瀬戸内寂聴さんなどが集まっています。岩手においても、5月31日に教育会館で戦争をさせない岩手県委員会が発足されています。その時の集会アピールを資料として載せさせていただきました。

あと、資料には載せていませんが、この間5月3日と5月18日に久慈の岩銀前の交差点で、戦争をさせない全国署名に取り組みました。それぞれ1時間半行いましたが、2日間で約200名の署名を集めることができました。現在、久慈地区で集めている署名は、約900名分で、この間全国に送りました。全国では165万人だったと思いますが、戦争をさせない1000人委員会で政府に対して署名を提出したが、受け取らなかったことが記事に載っていました。

署名を行ったときの感想ですが、ほとんどの方が署名に協力してくださいました。だめだった方は、私に対応したところではありませんでした。多くの市民が戦争に不安を抱いているということが分かりましたし、戦争経験者だけではなく、子供を持つ若いお母さん方からも積極的に署名に協力していただきました。今までにはない反応だったと思っています。たぶん、5月18日の前日に、報道ステーションで集団的自衛権を大きく取り上げたこともあったかと思いますが、18日の街頭署名では、多くの方が賛同したという状況です。

最後に、資料として最近の新聞記事を載せています。1番目として9条の空洞化の懸念ということで6月10日の岩手日報、その左下に日報論壇を載せております。若者の命を守るということで、高教組の委員長をしている沢瀬清巳さんが投稿した記事です。沢瀬さんは久慈市に住んでいる方で、私も何回か話をしたことがあります。教え子を戦場に送らないということで組合も取り組んでいますが、それに関する記事だと思いな

がら見させていただきました。是非読んでいただければと思います。

あと、2番目として6月11日の岩手日報の記事、首相が正面突破の構えということで、公明党への圧力をかけているという記事を載せていただきました。政権与党内でも議論が沸いていると思っております。

あと、3番目として、憲法の番人骨抜きになるということで、6月11日の岩手日報記事です。法制局の人事で改憲容認に進むのではないかという懸念を感じさせる記事です。

最後に朝日新聞の社説で、後世に責任を持てるのかという記事が載っています。ほとんどの新聞記事は、載せたものについては集団的自衛権行使の解釈改憲をしてはならないという記事を載せていますので、一方的に見えるのかもしれませんが、逆の記事もあると思います。ただ、私たちは賛同できる記事を載せましたが、このような状況になっていることをご理解していただければと思います。

お願いに書きましたが、市民が反対の意思表示をできる場が国政選挙だと思えますが、今のところ予定されていないということで、反対の意思表示を示す部分を考えると、市議会議員のところをお願いして声を挙げてもらうということが一つの手段なのかなということでご理解をさせていただいております。

趣旨をご理解いただければありがたいなと思っています。よろしくお願ひします。以上です。

○委員長(砂川利男君) ありがとうございます。請願者の意見陳述が終わりましたので、質疑を許します。質問はございませんか。

○城内仲悦委員 集団的自衛権は、端的にいうと日本が攻撃されなくても同盟国のアメリカの要請があればできるのか、機雷掃海にも行くんだというようなこともありますし、まさに日本が直接進められていない中で自衛隊が海外に派遣されるということではないかと思うのですが、そのへんの理解でよろしいでしょうか。

○請願者(米沢俊夫君) 集団的自衛権に関しては城内委員さんがおっしゃったとおり、日本が現在戦争に加担していなくても、アメリカで、もしイランイラク戦争のような形で武力攻撃したときに、同盟国という表現を使っていますが、同盟国の日本に要請があった

場合に同盟国として戦争に加担するということがこれから出てくるのではないかとこの心配をしています。特にアメリカの問題で、一昨年でしたか、中国で暴動が起きたときに、なかなか手が出せないという状況で、私もどうなるのかという心配をしましたが、結果として外交努力だったり、民間努力で衝突が回避されたと思っています。

そこで、今回のような集団的自衛権を拡大解釈することになると、武力で攻撃したのではないかと、そのようになった場合は、歯止めがきかなくなるのではないかとこの状況が2年前も起きたわけですが、ぜひその時のことを思い出してほしいと思いがら今回の集団的自衛権のことを思っています。

あと、城内委員さんがおっしゃったとおり、日本が何もしてなくてもアメリカの要請で集団的自衛権の行使ということが出てくるのではないかとこの心配をしています。

○城内仲悦委員 私が危惧しているのは、テロを行う側の対象に日本はまだなっていない。これは憲法9条があるからだと言われています。特に、中東を含めて自衛隊が支援に行ったときにドンパチしないというふうになっていますが、集団的自衛権が発動されてアメリカと一緒に戦争となっていくと、まさにテロの対象となっていく。武力では解決できないんだと私は思いますが、やはり憲法9条を持った平和と外交で、どう平和をつくっていくかという努力を日本ができていないと思うんですが、その時点でテロが来るという、どこに来るかかわからない、車か、人が爆弾を背負って爆破する形のテロもありますから、そういった可能性がでてくるのかなという感じがするのですが、その辺は感じませんか。集団的自衛権によって、今はないけれども、テロが来る危惧を感じていますか。

○請願者(米沢俊夫君) テロについては感じます。特に、今行われているサッカー会場周辺も非常に危険な状況の中で開催されているわけですし、東京オリンピックも近づいています、テロの心配はあるわけですが、外交努力を期待するしかないと思います。加担することでの危険性が、ますます高まっていくのだろうと思っています。

○城内仲悦委員 安倍首相が韓国とか中国とか靖国

とか様々やって、歴史問題を浮き彫りにさせて、かえって緊張を起している。こういう事態をつくって集団的自衛権を発動するという世論誘導をしていると思う。本来、憲法9条のとおりだとすれば、中国問題などをやることなく、歴史問題と真摯に向き合っていれば、そのようなことは起きないのに、かえって緊張を作り出して、力を注いで世論誘導してきたのではないかとこの感想を持っているのですが、そういう感じを受けませんか。

○請願者(米沢俊夫君) 安倍総理の外交は、確かにあおっているような気がしてなりません。特に、韓国、中国に対しては、歴史問題もあるのですが、過去の歴史を覆すような発言が相次いでいるわけで、それを憂慮する方々も出はじめています。世論は、経済が良ければいいんだという流れになっている気はしますが、決してそうではないのだという歴史認識をきちんとしておかないと外交もおぼつかない状況になっているのではないかと、特に中国との関係でいうと全然、首相同士が会おうともしない状況になっており、そのへんも問題があるのではないかと思っています。

○山口健一委員 アンケート調査では、戦争はいやだが、日本の周辺が危険になったときに、どうしてくれるんだということが見えてこない。世論がそうだというのは、これをやると戦争になるんだいように見える。憲法解釈で、今まで法制局長が行ってきたことは守るべきだということが私の意見だが、世論と国民への説明不足は否めない。本当に必要かどうか見えてこない気がする。国会だけで論議されている部分については、選挙で示すことが一番だと思う。国民投票法案まで踏み込んで、日本が中国とか北朝鮮と直ちに戦争状態ではないと思うが、国民の見方をどのように考えていますか。

○請願者(米沢俊夫君) 国民への説明不足の部分はあると思いますし、アンケートでも興味がない、わからないと応えている人もあり、事実だと思います。あと、戦後69年経過し、戦争の反省でつくられた憲法だと聞いていますが、この反省が世界から評価されていると思います。国民的には説明不足が一番大きいのではないかと思います。もっと議論に参加できるような体制をつくってからでも遅くはないと思います。

百歩譲って憲法を改正するのであれば、解釈変更ではなくて、きちんと憲法そのものをどのように変えるんだということを提示して、国民世論を形成していくような形でない、まずいのではないかと考えています。

○桑田鉄男委員 資料をいただいているが、アンケート調査の場合に、戦争につながるのだという聞き方をすれば、戦争は反対だという人が多いから、このような結果、言い方は悪いかもしれないが、偏った聞き方をするから、そのようになっているのではないかと考えています。

○澤里富雄委員 北朝鮮にしろ、中国にしろ、ルール違反で行う国が近隣にある。そうした場合、日本はどのような対応をすれば良いのか。一方で、戦争になった場合、一瞬で世界が減じるようになってしまっているのではないかと危惧もある。その中で、アンケートでもわからないという人も多いようであり、拙速ではないかと考えている。もう少し国民が、どっちにしろ納得するようにすべきで、今の私の考えは、どっちとも言えない思いがある。

○上山昭彦委員 国民の中で、知らない人が多いと思います。まだまだ説明が足りないと思いますので、私も疑問符があります。それを前提としますが、解釈変更しないということで、そのような資料が出されていますが、例えば新聞だと、毎日、朝日は反対で、読売、日経、産経は賛成という記事もあります。そのような賛成意見に対しての考えを伺います。

○請願者(米沢俊夫君) 産経、読売新聞では、アンケートの取り方によっては逆の結果が出ているのも事実だと受け止めています。問題は、戦争は反対であるという前提で、起きないだろうという気持ちが強いのだと思います。実際に危険が高まってきていることも事実だと思っています。近隣諸国の暴動も心配されますし、危なくなっていることも事実で、それを防ぐために集団的自衛権の拡大解釈というような手法もわからないわけではないという気がしますが、実際、煽っているのではないかと気がしてなりません。特に、先程外交問題を話しましたが、歴史の問題を今ほじくり返して、今までと考え方が逆の方向になるような発言が目立っているようですが、本当にそれで良いのか

という問題が一つありますし、今、政府が憲法を変えないで、ときの政権が解釈すれば憲法を変えても良いのだという考え方が成り立つと、そうすると政府そのものが無いものと同じになってしまうのではないかと考えています。反対のとり方によって、どちらにもころぶとはそのとおりですが、戦争をさせてはならないということで、どうやって食い止めるかということで考えていますので、ご理解いただければと思います。

○上山昭彦委員 戦争をしたい国民は、日本では、まずいないと思います。憲法9条で、戦争はしないとされていますが、国連憲章51条では、どの国にも権利として集団的自衛権を認めているわけですが、日本は戦争はしないと行って、可能性として、どこかに行つて助けられて、攻撃されても日本は何もできないというのは、歯がゆいところが出てくると思いますが、その辺のことも考えながら、国民で話し合う余地がたくさん残っていると思うので、現段階では、まだまだだと思っています。

○堀崎松男委員 私は戦争を経験している者ですが、戦争は日本が手を付けなくてもあり得るという前提も考えなくてはならない。しからは誰が守るという前提で、集団的自衛権は、ある程度はあって良いのではないかと私は思っています。ただ、煽っているかどうかは別として、私たちが生きていく以上は、自分の身は自分で守ると言いながら、自分で守れないという逆のジレンマもあるのではないかと考えていますがどうでしょうか。

○請願者(米沢俊夫君) 報道されていましたが、公明党さんも集団的自衛権ではなくて、個別自衛権そのものは残っているという部分と、もし攻められたときには守るということではできるのかなと思っていますが、確かに日本だけで守るのは難しい状況も考えられますし、細菌兵器などが出てくると歯止めが利かなくなる心配もありますが、戦争の反省は69年前にしてきたわけです。

そのうえに立って今の日本の繁栄があるのだと思いますし、69年間戦争が無かった、しなかったという表現が正しいのかもしれませんが、いずれ守られてきたのは事実だと思っています。いろいろなことが想定されますが、我慢しかないと思います。武力で解決するとい

う手段は避けないといけないのかなど。個別的自衛権も個人的には心配していますが、このままいくと、沢瀬さんの日報の記事ですが、自衛隊だけでは足りなくなるという部分がありますし、国民にそれだけの覚悟ができていくのかという問題もあるかと思えます。

たぶん徴兵制へ発展する中身になっていると思えますし、自国で守るためには徴兵制も出てくるのだろうと思えますが、そこまで踏み込んでいないので、いろいろな考え方があると思えます。

○城内仲悦委員 憲法99条に、天皇又は摂政生及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっている。完全に違反しているのではないですか。それから、立憲主義は何かというと、この憲法は、いままで政府を縛ってきている。安倍さんは勝手に解釈して、最高責任者という言い方で集団的自衛権、9条を何とでもできるのだと言って、9条、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄すると言っている。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めないと言っているわけですが、現に自衛隊という軍隊がある。

これは警察予備隊から始まっていますが、日本国民は考えるべきだと思いますが、ドイツと日本の違いをぜひ考えてほしい。なぜ危惧するのかというと、ドイツはナチスについて永久に裁判にかけており時効がない、罪について。例えば、私がナチスに協力したとすれば裁判にかけて処罰される。日本は天皇制を残した。天皇制を残すために特高警察とか当時の支配階級をそのまま温存してしまったという経過が日本の戦後に残っている。

私は、そこに危惧を感じる。今、靖国派などが台頭し、戦争しない世代が多くなっていく中で、特高警察の2世、3世が国会議員になりつつある。それは、日本の民主主義が破壊され得る力になっているので、今回のことは危惧しているのですが、ドイツと日本の違いをお互いに認識しておく必要があるのではないかと、いうふうに思っているのですが、その辺のことは、どのように認識しているのですか。

○請願者(米沢俊夫君) もし、ドイツでナチスの責任はなかったという発言がされたら、世界はどう受け止めるのだろうかと思えます。同じようなことを日本が中国、韓国に対して歴史認識を変える発言をしていますが、大きな問題、外国から見たら日本は相手にされなくなるような発言をしていると思えます。

○山口健一委員 解釈変更の請願ですが、気になるのは拡大解釈して、どんどん憲法まで改正してもっていくという方向性が見えてくるというふうに捉えていますか。解釈変更しないんだという、今まで憲法を守ってきて、歴代の法制局長などがやらないと言ってきたことをここで変える必要がないのか。たぶん色々な問題が出てきたので、何かあったときに、今の憲法でもできるのではないかと、思っていますが、その辺はどうですか。

○請願者(米沢俊夫君) 個別的自衛権に関しては認められるというふうにあるわけですので、対応はできるんだと思えます。集団的自衛権になってくると、直接関係ない部分での戦争に巻き込まれるし、危険性があるということで、このような趣旨で出させていただきました。

○委員長(砂川利男君) 今回の請願の主旨に、なるべく近い形で議論をさせていただいて、次の議員間討議の中では、比較的幅のある形の議論していただければ良いと思えますが、そのような形で協力願います。

ほかありませんか。

(「なし」との声)

ないようでありますので、ここで一旦質疑を中断し、議員間討議を行いたいと思えますが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

(請願者退室)

午前10時45分 再開

○委員長(砂川利男君) それでは委員会を再開いたします。議員間討議を行うに当たりまして、本請願に関し、先ほどの意見陳述及び質疑を踏まえた論点・争点などを出していただき議論を進めたいと思えます。それでは各委員の皆さん方の発言をお願いいたします。

○上山昭彦委員 集団的自衛権を今、行使しないとい

うふうに宣言しているわけですね、日本は。そういう場合、日本が例えばアメリカとかどこでもいいのですけども、そういう時には、宣言しているので日本は協力できない。その代わり、日本がなった時は協力してくれというふうになってるわけですからですけども。世界の日本以外の国は集団的自衛権を行使できますということになってるんです。ということは、日本はそういうふうになった時は、助けてくださいという、他には協力できないけど、自分の時には助けてくださいという話になってしまうと、そこで理屈的に合わないという思いは、私的にはあるんです。なので、今回の解釈変更のことも、今言ったようなことも含めて、まだまだ国民の方々が理解できてない。集団的自衛権という言葉だけでも何の話っていうふうになっていると思うので、もっともっとこれに関しては議論を深めて、深めながらでももっと考えましようでもいいし、この辺はまだまだ時間は必要だと、私は思います。

○城内仲悦委員 今、上山さんが言った集団的自衛権は国連は認めている。しかし実際使われた集団的自衛権は限られている。集団的自衛権を活用して戦争するわけではない。やれるのは、アメリカとかそういう海外に派兵できる部隊を持ったところがやっている。ベトナム戦争はそうですね。ここに韓国が行ったし、フランスのチャド軍事介入、アメリカのレバノン、イギリスヨルダン介入、アメリカのドミニカ。だから集団的自衛権はあるんだけど、しかし使ったのはアメリカとかイギリスとか、そういう海外に国防軍を持っている人たちがやってきたんです。めったに動けるものじゃないんです。今回日本がそうなる、アメリカがやる戦争に日本が巻き込まれるということになるわけです、結果として。そういう事態になると憲法9条でいう軍隊で解決はしないという条文に違反しているわけです。だから憲法9条に照らし合わせた時に、この集団的自衛権を容認できないし、今まで法制局がきちっと歴代やってきたんですけども、今回は、安倍さんはそうでない人に挿げ替えて、解釈変更でやろうとしていることにこの問題があるので。本当に国連憲章にあるといっても、集団的自衛権に基づいて戦争があちこちであるわけがないんですよ。大体、やるべきではないんですよ、軍事介入というのは、そこを視点

にして議論し始めると、これは大きな問題だと思うし、そこはやっぱりそういうことなんだと共通理解して、そういう事実を知った上でやってもらわないと、単に国連憲章にあるからいいんだということにはならないと、私は思います。

それから、ここに平和新聞という新聞を持ってきました。元内閣法制官・元内閣官房副長官という柳沢協二さんという方が講義していますが、まず北朝鮮には韓国と戦争する能力がないというのが専門家の共通認識だと言っているんです。理由はこうだ。1つは戦争が始まる前に北朝鮮の部隊に大規模な移動などがあり、外務省が回避勧告を出す。2つ目に在留邦人のほとんどが民間機または民間フェリーで帰国する。3番目は北朝鮮が韓国の北半分に入侵する事態になれば、大使館などの避難が必要だが、まずあり得ない。4つ目に仮にあったとしても航空機を使う可能性が高い。だが、万が一、米韓がすることになった場合でも、個別的自衛権又は警察権で自衛隊が防護することは可能だというふうに、元長官が言っています。そういった意味で、非常に印象的な問題を出して、こうなればこうなる、この間も記者会見で説明しましたが、まさにあり得ないことを出して世論を誘導しようとしているところに、今の危険性があるので、本当に集団的自衛権を行使できるようにしなければ命を守れないということはあるんだということをこの方も言ってますし、そういった意味では、自民党でいえば加藤さんとか野中さんとか昔幹事長をやったような方々の戦争を経験している方々は、赤旗新聞に登場して今これは駄目ですよという形で、安倍さんのやっていることについて反対の声を上げていますので。そういった意味では、国民の声の中で本当に保守も革新も交えた形で国民的な運動が始まってきているのだという状況なのだと、今この状況です。本当に、私が冒頭言いましたけども、緊張を作り出して、その結果中国が出てきたから云々という形で、軍事対軍事の張り合いでやっていこうということに問題があるので、やっぱり憲法9条を持った国が、その9条を持っていて、これでいこうじゃないかということを外交としてやらなきゃなと思います。

実はここに、北沢俊美さんという民主党政権で防衛

大臣をやった人です。こういってますよ。2年間防衛大臣をやって、一番心に残ったのは憲法9条。中国の動きが激しくなる、米軍にどう対応すればいいのかという狭間で、憲法9条があるからそのところまでとなると。結局、そこで立ち止まると。憲法9条が最大のシビリアンコントロールだったとしみじみ感じますというコメントを出している。玉沢徳一郎さんが、14日に都内で開いた日本防衛学会の会合で、制服自衛官の姿が見える会場で、解釈会見に批判的見解を表明していた玉沢徳一郎元防衛庁長官が立ち上がり発言しましたと。安倍内閣が集団的自衛権の解釈を閣議決定した場合、必ず違憲の訴えが出るというような発言します。

そういった意味では、自民党安倍政権も一枚岩ではないという状況が多数は取ってますけど、そういう状況があるんだとういことを、私たちも情報を得ながら対応したり勉強したりしていくし、しかも今国会ではそういう状況になっていますから、各地で次々に地方議会で意見書が上がっています。例えば那覇市議会では、最大会派の自民党新風会が18日の議会運営委員会に解釈改正で集団的自衛権行使を容認する安倍政権に強く抗議して慎重審議を求める意見書を出したと。これが賛成多数で可決された。埼玉県越谷市でも、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を行わないことの意見書を日本共産党と民主党と公明党などの賛成多数で可決をしている。そういったことで、政権はとってるようですが、その地元ではそういった形で足元から異議が出ているという状況にありますので、久慈市議会もきちっと意見書を上げていくことが必要だなというふうに思います。

○委員長(砂川利男君) 行司が片側に加担するような立場になるわけにはいかないのだけれども、私の感じ方も一言申し上げたいと思います。世の中の学者の中には憲法を守って国が減びるという考え方を言う人もいし、また集団的自衛権行使の手を縛っても日本の安定が保証されることを説得をもって主張するものでなければならぬという人もある。それから、もう一つは、私は今これが出てきたものの背景として考えるのが、アメリカとソ連が冷戦構造の時代に、ソビエトのゴルバチョフ書記長とレーガン大統領が中距

離核戦略条約に合意したと。これが元で世界の冷戦構造が変わってから相対的に、徐々にアメリカの力が世界的に弱まってきた。そういった中において、アメリカから日本を見た場合に比重は中国のほうが重くなってきている、いろいろな面において。そういった意味からして、今の外交的な韓国の慰安婦問題であり、中国の問題であるように強固に出てきた背景は、私は否めないというふうに思う。

そういった意味で対応していくためには、今の集団的自衛権という考え方が多少はなければならぬというのが今の流れに繋がっているのではないかないうふうに私は感じている。そういった意味からすれば、久慈市議会としては幅広い議論は必要なんだけれども、荷としては重たいなという部分があるんですけども、そんなところで止めておきたいが、他の皆さんの意見を出してください。

○桑田鉄男委員 先ほど城内委員からもいろいろご指導いただきました。それはそれだと思うのですが、いずれ日本で言えば「たら、れば」という言葉がありますが、それだけで物を考えていけば何もできないことにもなるし、今結論から申し上げますと、先ほど沖縄県那覇市議会、北沢元防衛大臣の話もあつたんですが、民主党政権の時にあまりにも何もしなかったと。黙ってたことで中国であれ、北朝鮮であれ、いろいろな秩序を守らないと言いますか、ルール無視のようなことをどんどんしてきて、結果として今いろんな問題につながってきているのかなというふうな気がします。私は、この請願については、結論からすれば解釈変更を行わないではなく、解釈変更については慎重審議なりを求める意見書ということになれば、それでもいいのではないかと思います。

あと、先ほど意見書の案をもらっていましたが、ここで非常に気になったのが「このように一内閣だけの考えで憲法解釈の考えを変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙である。」このところが、すごい気になる部分だなということで、もし出すのであれば、このように、「このように一内閣だけの考えで憲法解釈を変更することは断じて認めることはできない」位でいいのかなというふうな気がしています。

○城内仲悦委員 先ほど、背景でいろいろ言ったけど、背景は日本の財界にあるんです。日本の財界は経団連はじめ、05年我が国の基本問題を考える中で集团的自衛権が行使できないということは、おのずとして同盟国への支援活動が否定されることになると、アメリカとかです。国際社会から信頼される国家の実現の足かせとなっていると。今後我が国が世界の平和安定に主体的に関わっていく時には、必要な場合には自衛隊によるこうした活動をというような体制を整備する必要があります。したがって集团的自衛権に関しては我が国の国益や国際平和の安定のために行使できる仕組みを憲法上明らかにすべきであると当時言っているわけです。今の安倍政権は、まさに大企業中心の政治でなんです。労働奉仕もそうだし、消費税を上げてどんどん法人税を下げるもそうだし、まさにここが日本の経済もそうだし、日本商工会議所もそうだという背景としてありますので、その点はそういったことがあるんだということの一つ申し上げます。

それから、桑田さんが先ほど近代立憲主義を外すと言いましたが、近代立憲主義は今の憲法のことなんです。結局、戦前の憲法は国民を縛る憲法だったでしょう。近代立憲主義というのは、この憲法が国民でなくて政権を縛ることなんです。それを破壊することになるんだ、今度のやり方というのは、この立憲主義については、共通に理解し合わないと思われませんか。久慈市議会何やってるんだと言われますよ。立憲主義にきちんと理解して発言していかないと、ここを抜いたらとんでもないことになります。本来はこの立憲主義を破壊するために安倍さんがやってるのだから。これは、ヒトラーがやったことなんです。ナチスを作るときにヒトラーが勝手に解釈改憲し、法律を変えてやったことが、ヒトラーなんです。同じやり方をやろうとしてるんです、安倍さんは、ここを抜いたら意見書の体をなさない、私は思いますよ。だから、立憲主義については、きちんと認識を一致しないと、私は近代の憲法のあり様を我々は否定してはならないと思いますよ。

○山口健一委員 私も今まで前後69年間だか戦争しないということで、内閣の法制局長担当でも、基本的には今の憲法で対応できるとやってきたのが、なぜこ

こで出てきたか背景はわからないのですが、特に中国との問題が起きた時にどういった解釈で対応できるかというのが、今までの憲法が曖昧だから整備しようというのが基本だろうけども、今の国会を見てても全然見えてこない。どこがそういうふうに変えて、日本がどうなるのか、何ぼ勉強してもちょっと良く分からないということで、先ほど桑田さんが言ったように、結論的には今の憲法で変更しないというのが基本だと私は思っているのですが。ただ、直ぐに国会が終わるわけ。終わった時に、意見書を出して、慎重審議という文言でも国会は終わってしまえば、この意見書は出してどうなるのかなと思うんだけど。

○桑田鉄男委員 いずれ、閣議決定って言ってるんだけど、会期中にはそれもできそうもないから、昨日あたりの状況だと。大丈夫でないですか。

○澤里富雄委員 城内さんが言った経済界とか、城内さんが言った内容を唱えている人だけじゃなくいると思う、経済界であろうと何であろうと。賛成の意見の人もあると思う。そういう状況の中で、集团的自衛権の行使は、今は色々問題があると。個別的な自衛権は、今の解釈のままでできるということなんです。だから、そういった状況の中であれば、このとおりで意見書を出してもいいのかなと、私は思います。

○山口健一委員 集团的自衛権行使は武力行使という、今までは個別だといいた。だから、個別でもいいと言ったけど、個別も実質的には曖昧だから、やっぱり国では解釈をきっちり。

○城内仲悦委員 個別というのは責められた場合なんだよ、日本が。殴られた時には正当防衛があるから、そのことなんだよ。

○山口健一委員 だから、それが認められているわけですね。だから、その攻められというのが、どこが。アメリカが行った時にたまたま攻められた。それは、日本が攻められたと解釈するかという問題を、そこら辺の定義がまた曖昧なので、しっかり法整備したほうがいいのではないかとということで、これが出たのではないかなと思うんだけど。

○澤里富雄委員 個別的自衛権とは言っても、やっぱりアメリカが加担してくれると思うんだよね、日本が攻められれば。

○城内仲悦委員 日米安保というのは、日本のためにあるわけではないんですよ、実は。アメリカの戦略のためにあるんです。安保条約でそこは言っていないんです。

○上山昭彦委員 集団的自衛権行使になって、例えば今アメリカが出たから、先ほど城内さんはアメリカに巻き込まれるという話もしたけども、アメリカが例えばそういうふうな状況になって、日本に応援しろとなった時に日本はそのまま応援しなければいけないという義務はないわけですよ。日本は、そういうものには賛成できません、行きませんという答えを出すこともできるわけですよ。

○城内仲悦委員 上山さん、あなた現実知らないね。

○委員長(砂川利男君) まず、今、上山さんの話を。

○上山昭彦委員 そういうふうにいる力の関係も経済的な関係もあるし、いろいろ分かるけど、そういうふうに行かなければいけないというふうになっている訳ではないと思うんです。

○城内仲悦委員 なってるんです。

○上山昭彦委員 なってないですよ。

○城内仲悦委員 なってますよ。あのね。

○委員長(砂川利男君) 今、上山さんの発言ですから、ちょっと待っててください。

○城内仲悦委員 それは、ちょっと認識が違うんだよ。集団的自衛権があれば、行政は手を出せないんだよ。

○委員長(砂川利男君) ちょっと待って、上山さんに発言させてる。

○城内仲悦委員 だって、事実と違う話するから。見解でないんだよ、事実と違う話をしてるから。

○委員長(砂川利男君) あとで反論してくれればいから。

○上山昭彦委員 アメリカが日本をおいて助けてくれ、応援してくれと言った時に、日本は政府として例えば国民にやっぱりそれは行ってはいけないという意見のほうが多多数を占めて、じゃあ日本は行きません、応援できませんというふうなことをすれば、それはそれでいけないことになるんじゃないですか。私はそういうふうに解釈します。

○城内仲悦委員 今だって、半数以上はこの集団的自衛権に一生懸命反対してるんだよ、世論で。なぜ、ア

メリカから要請あった時行かなかったかということ、憲法9条があったから、集団的自衛権がなかったから。もしあれば、協議できないんですよ、日本は。それは、アメリカと日本は対等平等だと思ってるから。対等平等じゃないですよ。安保条約は不平等条約ですよ。ぜひ考えてください。日米安保条約は対等平等じゃないです。地位協定もそうです。悪いけど、イランだかどっかアメリカは出たけども、あれは地位協定でアメリカの言うことを聞かなかったからアメリカは出たんですよ。日本の地位協定見てください、アメリカは自由にやってるじゃないですか。そこを、ちょっと分かってください。地位協定というのは、アメリカは米軍基地を通れば、スパイでも何でも通れるんです。

ところが、イランかイラクか、その地位協定がアメリカと成立しなかったからアメリカは退去せざるを得なかったんです。普通、国家というのは外国の軍隊を入れないわけです。日本のぐらい、横田基地とか何十という米軍基地を置いているのは、地位協定があるからなんですよ。日本のどこでも置けるんですよ、地位協定によって。久慈へ置くって言えば置けるんですよ、勝手に。そういう状況が今のアメリカとの関係だという前提に考えないと、この集団的自衛権ができれば、もうアメリカの言いなりですよ。あそこに行け、ここに行けと、安倍さんはやりますよ。国民が反対するという時はって、今でも反対してるんですよ。過半数、6割、7割は反対してるんですよ、集団的自衛権に、世論は。

日報の記事を持ってきましたよ。これだって、改正すべきでないが55人でしょう、反対だし。反対なんですよ、これ見たら。日報見ましたか、皆さん。

○澤里富雄委員 理解しないで回答している人もいるんだよ。

○城内仲悦委員 だから、いろいろあるけども、今議論すべきだということだけは。上山さんと喧嘩しないけど、アメリカの考えはそれが現実だってことです。この間、アーミテージというのがいるけど、それが要求したわけだ、鉄砲出せと、軍隊出せと。小泉さんが、あの時憲法9条で出せないと言さなかった。これが憲法9条があったから、楯にしたから出さなくて済んだと。ところが、なれば出しますよ。

○山口健一委員 城内さん、これが集団的自衛権になれば、一番何が怖いと思ってますか。集団的自衛権になった場合に。

○城内仲悦委員 日本の若者が血を流すことになるんですよ。

○山口健一委員 そこまで国はやるとは決めていない。

○城内仲悦委員 やります。もうちょっと現実分かってほしいのは、ちょっと最後。

○委員長(砂川利男君) そこら辺の議論は国会議員になってからやってください。

○城内仲悦委員 一つだけ言いますと、今のアメリカの軍隊の兵隊の人は誰が来たか分かりますか。国会議員の、富裕層の人はいませんよ。失業率を高くして、格差を広げて、働く場所がないから軍隊に行くっていう人が多いんです。今、日本だってそうなんです。自衛隊だって、今災害に行くけども、この間もアンケートで17人だったか、災害の支援に来た人に感動して自衛隊に入った人も結構いるんですよ。それが、戦争となったら送るんです。自衛隊が足りなくなれば軍隊にならないから、今度は徴兵制になる。結局、日本でも格差を広げて、失業率を高くしていくことになれば、そっちにいつてしまう。そういう、まさに戦前から、農家の二男、三男を全部召集して兵隊出したでしょう。今度はそうなるんですよ。格差をどんどん作って、失業者をどんどん自衛隊に入れて戦争に出すという仕組みになっていきますので、そこにいつてしまうと大変だという。

○委員長(砂川利男君) 発言を遠慮してくれているように見える堀崎さんのほうからも一つお聞きしたいと思います。

○堀崎松男委員 私は先ほど言いましたけども、憲法の解釈、確かにそれは必要かもしれないし、必要ないかもしれない。私とすれば、逆に言えば解釈をしないで日本を守れるのかな。日本国という1か所だけ残ったら場合どうする。何も出来なくなる。そうしたことから考えれば、ある程度のことは持っていかざるを得ないのではないのかなと。

○城内仲悦委員 個別的自衛権で十分間に合います。

○堀崎松男委員 個別で十分間に合うけども、しから

ば個別でやって自分だけ守れるか。

○城内仲悦委員 平和憲法を持っててどこか攻めてきたら、なぜ平和憲法を持つてる日本を攻めるって世論が動くじゃないか。日本からはけ仕掛けないですよ。日本が攻められたら、憲法9条を持つて国が攻められると。そうすれば、世界が放っておかないと思う。

○堀崎松男委員 それはあり得ないと思う。

○城内仲悦委員 あり得ます。憲法9条なんです。例えば、今回3・11で震災があった。自然災害だから全世界から支援が来たでしょう、あちこちから。それは、やっぱり9条を持って、日本が大変な人をみんな憂いてきたし、それが戦争をする国だったらそうならないんです。逆に、だから憲法9条持った国をどこの国が攻めてくるかということなんです。中国だって、韓国だって来ませんよ。来たとすれば、それはいろんな意味で世界の支援を得られます。それからもう一つは、ASEAN、アジア諸国の十数ヶ国で平和協定を結んでるんでないですか、今。戦争でなく話し合いで解決しようという協定を結んでいるんですよ、アジアと。そういう協定の下にやっていたら、軍事同盟でなくそういう平和協定を結んでいこうという動きが現に動いてるじゃないですか。タイとかマレーシアとかベトナムを含めて入ってるんですよ。そういう範囲に日本は入っていくことによって、もちろん中国、韓国も北朝鮮だって組み入れていくっていう方向を、日本が9条を持って方向を示して、イニシアチブを発揮すべきじゃないか。それが本来の日本の外交なんだもの。それまでも、攻めてくる気はないんですよ。私たちは戦争しません。しかし、個別に守る自由はあるということでもいいかもしれない。今、自衛隊は現にありますから。しかし、憲法9条で固められる国には来ないんです。

○委員長(砂川利男君) 今まではね。

○城内仲悦委員 今、これからは来ない。戦後69年来ていない。

○山口健一委員 戦争っていうのは侵略だから。あくまで自衛じゃないから。憲法は自衛ですから、戦争っていうのは他所に攻めていかないっていう前提でしょうから。だから、自衛のためには自衛隊を行使してもいいという、今の自衛権があるわけですよ。ところ

が、限定でも武力行使してもいいと、攻められたら。だから私は、そこがあまりに曖昧じゃないかなという。

○城内仲悦委員 まあ、それは考えとしてある。

○委員長(砂川利男君) ちょっと待ってて。

○山口健一委員 それを今、国会できちんと審議しているのが見えてこないんだと。この解釈の変更というのは、多分、私はこの個別的自衛権で行ける部分の範囲をきちんとすれば、そういうのがなくてもいいのかなと。意見書をどうすればいいのかという問題だろうから。

○委員長(砂川利男君) 一人ずつ意見を出してもらって、段々に帳尻を。

○澤里富雄委員 私は先ほど言ったように、意見書を出してもいいと思います。今言ったグレーゾーン、いずれはしっかりといたものにしていくべきだと。

○桑田鉄男委員 私は、先ほどちょっと話したんですが、標題のところを慎重審議とかいうのが入ればいいのかなと、そういうふうに思います。

○上山昭彦委員 意見書がいいと思いますけど、先ほどの、桑田さんが言ったので気が沖れたんですけど、近代立憲主義のところ、近代的立憲主義的が入る気がします。文言の細かいところ言って申し訳ないけども。先ほど城内さんが集団的入ると言ったので、近代的的が入ると。

○堀崎松男委員 まず、出すことはいいとして、標題のところにも例えば慎重審議を願いたいという意見書にするとか、そういうところであればそれなりに考えるけども、そのまま意見書の標題であれば私は反対です。

○委員長(砂川利男君) 大体意見も出そろったような。これを幅広く議論すれば限界がないと思うんだけども。

○山口健一委員 今、桑田さんが言ったように、例えば趣旨採択になるわけですか。確認するんですが、これをやる場合には請願者にまた聞かなければならないんですか。確認したいのですが。決議をする場合に、この委員会だけでできるのか。

○委員長(砂川利男君) それは多分無理だと思うんです。請願者の権利ですから。それを、いたずらにここは良いという議論はいいけど、変更はできないと思

う。

○山口健一委員 確認しますけど、変更を行うよう慎重審議と。

○城内仲悦委員 だって議会にかかってないんだもの、第一。

○桑田鉄男委員 だから慎重審議してないということでしょう。

○城内仲悦委員 閣議で可決しようと、内部だけでやってるんだよ、秘密会で。

○桑田鉄男委員 もっと慎重の審議をとということ。

○山口健一委員 今言ったように、本人に確認しないとできないと、委員会では。

○委員長(砂川利男君) 大体、議論がこんなところで閉めるような方向でいいですか。

○城内仲悦委員 今、桑田さんが言った慎重審議って、現にここまで来ているのに、解釈変更しないということをはっきりやるべきだと思いますよ。

○山口健一委員 全然違うだろうか。行わないことを求めるのと同じよう慎重審議するのと。全然違ってくるな。

○委員長(砂川利男君) 委員会としては。

○城内仲悦委員 ここに遠野のがあるんだけど、意見書が。遠野のも、集団的自衛権行使を容認する解釈変更をしないことを求める意見書として、この中身と違うけど、大体以てる。

○桑田鉄男委員 ネットワークがあつてのあれだろうから。

○城内仲悦委員 このままやりましょう。

○委員長(砂川利男君) 異議がないようだから、採決してもいいですか。

それでは、異議ないということございますので、集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める請願について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○澤里富雄委員 先ほどの桑田さんの意見はどうなるの。慎重審議を求める意見書にしてもらいたいというの。

○委員長(砂川利男君) ですから、今、賛成の方が2名で残りの方が必ずしも反対かどうか、あるいは慎

重審議の意思表示はそれぞれしてもらえればいいわけですから、賛成の方が2名。残りの方は、反対という形でよろしいですか。

○城内仲悦委員 それは、ちょっとおかしいのでは。

○委員長(砂川利男君) 現実そうなんだもの。

○城内仲悦委員 それは、認めてないんだよ。

○澤里富雄委員 意見書を出すことは賛成だけれども、内容を変えてもらいたい。

○桑田鉄男委員 出すことには反対はしません。

○委員長(砂川利男君) 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長(砂川利男君) 委員会を再開いたします。

先ほど賛成の方が2名ということで、請願受理第11号は不採択すべきものと決しました。

○城内仲悦委員 ちょっと待って、委員長。違う。今、説明を受けて、差し戻しなさいよ、そこに。

○委員長(砂川利男君) だって、先ほどのはそのままいきているでしょう。

○城内仲悦委員 先ほどのやり方は、理解がまずかったからもう1回やってくださいよ。

○委員長(砂川利男君) では、特別に配慮して。先ほどの2名の挙手の方の部分は差し戻してもらいたいという意見がございましたので、不本意ながらそういう形に取り扱うことに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○委員長(砂川利男君) 異議なしということで、休憩後の再開としての改めての賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○委員長(砂川利男君) 賛成5名。よって請願受理第11号は、採択すべきものと決しました。

以上で審査は終了いたしました。これをもって委員会を閉じます。

午前11時27分 閉会